

平成30年1月17日  
教育委員会事務局

世田谷区教育の情報化推進計画 第2期行動計画（案）について

(付議の要旨)

「世田谷区教育の情報化推進計画（平成26年度～平成35年度）」に関し、第2期行動計画（平成30(2018)年度～平成33(2021)年度）の案を取りまとめたので、報告する。

1 主旨

学校等の教育に係る情報化の基本的な計画である「世田谷区教育の情報化推進計画（平成26年度～平成35年度）」に関し、平成26年度から平成29年度の4年間の具体的な施策を定めた「第1期行動計画」の最終年度を迎えていることから、第2期行動計画（平成30(2018)年度～平成33(2021)年度）の案を取りまとめたので、報告する。

なお、この計画は「第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画（平成30年度～平成33年度）」の分野別計画である。

2 世田谷区教育の情報化推進計画・第2期行動計画（案）について

第2期行動計画の策定にあたっては、第1期行動計画の取組み状況やこの間の国等の動き等を踏まえ、今後取り組むべき課題を解決し、引き続き教育の情報化を推進するため策定する。

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年2月	文教常任委員会	計画案の報告
3月	教育委員会	計画策定





# 目 次

はじめに.....	- 2 -
1 教育における情報化を取り巻く状況と本計画の位置づけ .....	- 3 -
(1) 情報化の状況.....	- 3 -
(2) 国の動向.....	- 3 -
(3) 新学習指導要領 .....	- 5 -
(4) 本計画の位置づけ及び計画期間 .....	- 6 -
2 世田谷区の教育における情報化の取組み状況.....	- 7 -
(1) 教育の情報化推進計画 第1期行動計画の取組み.....	- 7 -
(2) これまでの取組み状況を踏まえた、今後取り組むべき課題等 .....	- 8 -
3 計画の目標及び基本方針.....	- 9 -
(1) 「世田谷区教育の情報化推進計画」の4つの計画の目標 .....	- 9 -
(2) 「世田谷区教育の情報化推進計画」の6つの計画の基本方針.....	- 9 -
(3) 基本方針に基づく「第2期行動計画」の取組みの方向性 .....	- 9 -
4 実現の方策.....	- 12 -
(1) 児童・生徒の情報活用能力の育成.....	- 13 -
(2) 教科等指導における情報通信技術の活用 .....	- 14 -
(3) 校務の情報化、校務の負担軽減 .....	- 19 -
(4) 地域との連携・地域の拠点としての学校 .....	- 20 -
(5) 災害に強い学校づくり .....	- 20 -
(6) 運用管理体制の強化.....	- 21 -
5 推進体制.....	- 23 -
(1) 学校における推進体制 .....	- 23 -
(2) 教育委員会事務局における企画・調整機能の拡充.....	- 23 -
(3) アウトソーシングの活用.....	- 23 -

## はじめに

教育委員会では、平成26年度から平成35年度までの10年間のめざすべき教育の姿を明らかにした「第2次世田谷区教育ビジョン」と、平成26年度から平成29年度までの4年間の具体的な施策を定めた、「第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画」に基づき、施策を展開してきました。

また、「第2次世田谷区教育ビジョン」を上位計画として、学校等の教育に係る情報化の基本的な計画である「世田谷区教育の情報化推進計画（平成26年度～平成35年度）」及び、その具体的な施策を定めた「世田谷区教育の情報化推進計画・第1期行動計画（平成26年度～平成29年度）」に基づき、学校情報化の施策を展開してきました。

この度、平成30年度から平成33年度までの4年間を計画期間とする「第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画」の策定に伴い、「世田谷区教育の情報化推進計画・第2期行動計画（平成30(2018)年度～平成33(2021)年度）」を策定します。

第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画」では、従来からの「教育目標」及び3つの「基本方針」のもと、8つの「施策の柱」と10の「4年間のリーディング事業」を示しています。

新学習指導要領への対応や、情報通信技術等の進展など、新たな社会に対応していく力を児童・生徒に身に付けさせ、「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育を推進していくためには、「ICT環境の整備と機器の活用」、「理数教育・プログラミング教育等（STEM教育）の推進」の重要性も一層増しています。

また、国は、教育の情報化を加速させるべく、ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生を掲げています。

これらの状況や、区に関連する諸計画を踏まえ、より一層効果的・効率的に教育における情報化を推進し、学校教育の質の向上に努めていきます。

# 1 教育における情報化を取り巻く状況と本計画の位置づけ

## (1) 情報化の状況

情報通信技術の進歩と通信基盤の整備等に伴い、インターネット利用者は年々増加し、全国平均で利用者数は1億84万人、利用者の割合は83.5%に達しています。(総務省：平成28年通信利用動向調査)。

また、ブロードバンド回線の普及により、光回線の60.0%に続いて、携帯電話回線が平成24年の9.2%から51.0%に急激に増加しています。

利用の目的としては、電子メールの送受信が最も高く、次いで天気予報、地図・交通情報系の提供サービスの利用が多く、また、動画投稿・共有サイトの利用やソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の利用についても5割を超える利用となっています。

一方、6歳から12歳のインターネットの利用状況を見ると、82.5%が利用しており、モバイル端末の保有は48.9%に達しています。それに伴い、子どもたちがインターネット等に関係する犯罪やトラブル等に巻き込まれる事例も増加しており、情報モラル教育の推進及び情報機器を正しく利用することができる能力を児童・生徒に身に付けさせることが重要となっています。

## (2) 国の動向

### ① ICT教育環境

日本経済再生本部は、「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」の中で、新たに講ずべき課題として「教員の授業力向上とIT環境整備の徹底」、「初等中等教育の情報化における著作権等の課題への対応」などを促進するとしています。

さらに、「未来の投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」の具体的施策では、新学習指導要領の全面実施に向けて、民間等と連携・協働した学校におけるプログラミング教育等の指導の支援体制の構築や教員の研修機会の確保の観点から、教育現場への民間等の外部人材の派遣支援等の取り組み。また、2020年度までに普通教室における無線LAN整備率及び超高速インターネット接続率を100%に引き上げることなどを目指し、学校におけるIT環境整備

を加速させるとしています。

一方、文部科学省でも「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」を主宰し、ここでの議論を踏まえて、国、地方公共団体、学校が連携し、それぞれの責任を果たしながら教育の情報化に取り組めるよう『教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生～』（以下、「加速化プラン」という。）を策定しました。

加速化プランでは、「未来社会を見据えて育成すべき資質・能力を育むための新たな「学び」や、それを実現していくための「学びの場」を形成する。そのために、ICTを効果的に活用していく。」として、平成28年度から32年度までのおおむね5年間を対象として、2020年代に向けた教育の情報化に対応するため、①2020年代の「次世代の学校・地域」におけるICT活用ビジョン等の提示、②授業・学習面でのICTの活用、③校務面でのICTの活用、④授業・学習面と校務面の両面でのICTの活用、⑤教員の指導力の向上や地方公共団体・学校における推進体制、⑥ICTによる学校・地域連携、の6つの方策を示しています。

また、「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ（平成29年8月）」では、新学習指導要領の実施等に向けたICT環境整備の必要性と今後の学校における主なICT機器等の環境整備の考え方が示され、学習活動におけるICT活用、校務におけるICT活用、教育委員会・学校による積極的なICT環境の整備の必要性が指摘されています。

この中では、これからの学習活動を支えるICT機器等と設置の考え方として、大型提示装置や実物投影装置の教室への常設が望ましいことや、学習者用コンピュータ（児童生徒用）や無線LANを含めたネットワーク整備、また、いわゆる「学習用ツール」の整備の必要性が指摘されています。

## ②学校における働き方改革

文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会「学校における働き方改革特別部会」は、教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽の充実の観点からも、教員が授業や授業準備に集中し、教員が健康でいきいきとやりがいを

もって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築する必要がある。として、平成29年8月に、「学校における働き方改革に係る緊急提言」をまとめました。

緊急提言では、「1、校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること」「2、全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと」「3、国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること」の3点にまとめられ公表されました。

その後、平成29年12月には、「学校における働き方改革に関する緊急対策」が文部科学大臣決定されています。

### (3) 新学習指導要領

学習指導要領等が改訂され、小学校については、平成30年度より移行期間を経て平成32年度から全面実施されます。また、中学校についても平成30年度からの移行期間を経て平成33年度から全面実施となっています。

改訂の基本的な考えとして、以下の事項が示されています。

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子どもたちの未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成

その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視

- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成
- 知識の理解の質を高め資質・能力をはぐくむ「主体的・対話的で深い学び」の実現として、各教科等の目標及び内容を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理
- 学習の基盤となる資質・能力を「言語能力」、「情報活用能力（情報モラルを含む。）」、「問題発見・解決能力等」の三つで整理
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成

教育内容の主な改善事項として「言語能力の確実な育成」「理数教育の充実」

「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」の6項目のほか、その他の重要事項で「コンピュータ等を活用した学習活動の充実」「コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成」を提示

#### **(4) 本計画の位置づけ及び計画期間**

本計画は「世田谷区基本計画」及び「第2次世田谷区教育ビジョン」の実現に向け、「世田谷区情報化推進計画（平成26年度～平成35年度）」との連携を図りながら、教育における情報化を推進するものであり、「第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画」の分野別計画となります。

また、「第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画」及び「世田谷区教育の情報化推進計画・第1期行動計画」の取組み状況を踏まえ、今後取り組むべき課題を解決し、引き続き教育の情報化を推進するため平成30年度から平成33年度までの4年間を計画期間とします。

なお、学校等の教育に係る情報化の基本的な計画である「世田谷区教育の情報化推進計画（平成26年度～平成35年度）」の基本的な方針を引き継いでいくこととします。

## 2 世田谷区の教育における情報化の取組み状況

### (1) 教育の情報化推進計画 第1期行動計画の取組み

取組みの方向性	計画番号	計画事業名	取組み状況
(1) 児童・生徒の情報活用能力の育成	(1)-①	情報教育計画の作成	情報活用能力における、情報活用の実践力や情報モラルの育成等、意図的・計画的に取り組めるようにした。
	(1)-②	情報モラル教育の充実	ネットリテラシー醸成講座の実施やSNSの学校ルールの策定等により、情報モラルへの理解を深める取組を実施した。
	(1)-③	学校図書館の機能拡充及び安定運用	平成29年度より蔵書管理のほか貸出管理を行うこととした。
(2) 教科等指導における情報通信技術の活用	(2)-①	教員のICT活用能力の育成	授業公開やICTの操作研修及び教育指導課訪問等における指導・助言等でICTを活用した授業の推進を図った。
	(2)-②	普通教室におけるICT教育環境の整備	普通教室及び特別支援学級にタブレット型情報端末、大型拡大提示機、実物投影機各1台を配置し、ICTを活用した授業を行える環境を整備した。
	(2)-③	ICTを活用した授業推進校(学び舎)の設置	2つの学び舎を「ICTを活用した授業推進校」とした。
	(2)-④	デジタル教材を活用した授業改善	小中学校にどこの教室でも教師用デジタル教科書を活用できる環境を整備した。
	(2)-⑤	特別支援教育の充実	6学級に児童生徒用タブレット型情報端末を整備し、活用した授業の推進に関する取組みを行った。また、障害の種別に応じたICT機器の効果的活用の研究を実施した。
(3) 校務の情報化、校務の負担軽減	(3)-①	学校における校務の情報化の推進	人事庶務、文書管理、財務会計、給食費の公会計の各システムを導入し、教員の負担軽減と教育委員会事務局の事務改善を図った。
	(3)-②	教育委員会事務局の事務改善の検討	
	(3)-③	安定した校務ネットワーク運営に向けた機器更新	校務ネットワークの安定運営のための機器更新を行った。
(4) 地域との連携・地域の拠点としての学校	(4)-①	学校関係者評価等の推進	全小中学校で学校ホームページへ学校関係者評価の公表を行った。
(5) 災害に強い学校づくり	(5)-①	緊急連絡メールの安定運用	メールアドレスを登録した保護者へ不審者情報の提供等メールの運用を行った。
	(5)-②	災害時における学校ICT環境の活用	コンテンツ・マネジメント・システムを活用した学校ホームページにおいて安定運用を図った。
(6) 運用管理体制の強化	(6)-①	情報化推進リーダーの役割の明確化	教員研修において、情報化推進リーダーの役割について周知した。
	(6)-②	情報セキュリティの推進	情報セキュリティ・セルフチェックシートによる自己点検を実施した。

## (2) これまでの取組み状況を踏まえた、今後取り組むべき課題等

世田谷区教育の情報化推進計画・第1期行動計画（平成26年度～平成29年度）の推進により、普通教室や特別支援学級における校内LAN接続環境の整備をはじめ、普通教室や特別支援学級への教室用タブレット型情報端末及び大型拡大提示機、実物投影機の整備を実施してきました。今後は、STEM教育の推進という視点も踏まえ、理科室等の特別教室や少人数教室のICT環境の向上に向けた検討・整備を行っていく必要があります。

さらに、パソコン教室のデスクトップ型パソコンの入れ替えの機会を捉え、全ての小中学校へ児童生徒用タブレット型情報端末を整備し、児童又は生徒が教室において同時に利用できる環境を整えてきました。今後も、タブレット型情報端末や校内無線ネットワークのさらなる利用環境の向上に向けた検討・整備を行っていく必要があります。

また、校務の情報化においては、常勤教員1人1台の校務用パソコン配置など校務ネットワークシステムを整備し、校務支援システムの運用と共に人事庶務システム、財務事務システム、文書管理システム、給食費の公会計システムを導入し校務の負担軽減などに取り組んできました。引き続き、これまで整備してきた情報基盤を活かして、計画的・効率的にシステム機器の更新及び充実を図るなど、校務の負担軽減に取り組んでいく必要があります。

また、小・中学校の教員の誰でもがICT機器を活用した「よくわかる授業」を実践できるよう、平成33年度に開設を予定している教育総合センターの整備も見据え、デジタル教材等の研究や研修の充実などに努めていくとともに、ICT環境のさらなる整備を進めていく必要があります。今後、新学習指導要領を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現やプログラミング的思考の育成など、新たな課題に対応したICTのより効果的な活用を図っていきます。

さらに、校務における情報化のさらなる推進を検討するなど、校務の効率化をより一層推進し、教員が子どもとかかわる時間の拡充を図る必要があります。

### 3 計画の目標及び基本方針

学校等の教育に係る情報化の基本的な計画である、「世田谷区教育の情報化推進計画（平成26年度～平成35年度）」は、10年間の計画であり、その基本的な方針のもと、この間の社会状況の動き等を踏まえ、「第2期行動計画」として施策を推進していきます。

#### （1）「世田谷区教育の情報化推進計画」の4つの計画の目標

[4つの目標]

- ① ICTを活用した教育活動の充実と学力の向上
- ② ICTを活用した信頼される学校づくりと教育の質の向上
- ③ 地域とともに進める教育の情報化
- ④ セキュリティの確立

#### （2）「世田谷区教育の情報化推進計画」の6つの計画の基本方針

[6つの基本方針]

- ① 児童・生徒の情報活用能力の育成
- ② 教科等指導における情報通信技術の活用
- ③ 校務の情報化、校務の負担軽減
- ④ 地域との連携・地域の拠点としての学校
- ⑤ 災害に強い学校づくり
- ⑥ 運用管理体制の強化

#### （3）基本方針に基づく「第2期行動計画」の取組みの方向性

- ① 児童・生徒の情報活用能力の育成

子どもたちの情報活用能力の育成を図るためには、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の3つの観点が必要で、またこれらを相互に関連付け、バランス良く身に付けさせる必要があります。児童・生徒が各教科等で情報通信技術を活用することによってもはぐくまれます。

世田谷区においても、児童・生徒が授業等の様々な場面で、ICT機器を活用することを通じて、活用の実践力や、情報を理解する能力をはぐくめる

よう、新学習指導要領を踏まえ、環境整備と教科等における指導等を計画的に進めます。あわせて、情報モラル教育を継続し、これからの情報社会に参画する態度を育成します。

また、第2次世田谷区立図書館ビジョンと整合をはかりながら、学校図書館の安定運用を図っていきます。

## ② 教科等指導における情報通信技術の活用

デジタル教科書・教材の研究・開発が進められており、指導者用・学習者用それぞれについて普及し始めています。これらは一斉学習における活用に加え、タブレット型情報端末などのICT機器の特性を踏まえ、個別学習や協働学習の場での活用にも工夫されています。

世田谷区においても、こうした国や事業者の動向等を踏まえ、デジタル教科書・教材の活用環境の整備の検討とともに、特別教室や大規模校に対応したICT教育環境の整備や教員のICT活用能力の一層の向上を図るとともに、新学習指導要領で必修化されるプログラミング教育への対応も進めます。

また、特別支援教育の充実に向けた取組みや、教育総合センターのICT教育環境の整備など、新たな取組みを進めていきます。

## ③ 校務の情報化、校務の負担軽減

校務の情報化の意義としては、教職員等学校関係者が必要な情報を共有することにより、きめ細かな指導を可能にするとともに、校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が授業展開等を吟味し合う時間を増加させ、ひいては教育の質の向上と学校経営の改善に資するものであるといえます。

学校における働き方改革の視点からも、業務改善としての校務事務の一層の効率化が必要であり、また、第2次教育ビジョン・第2期行動計画がめざす「教員が子どもとかかわる時間の拡充」ということからこのことは重要です。

現在、校務用パソコンの教員1人1台の配置とグループウェアや成績処理システム等の校務支援システムを導入していますが、今後も、校務における負担軽減の観点から、環境整備を進めます。

#### ④ 地域との連携・地域の拠点としての学校

学校は、「地域の教育情報交流拠点」として位置づけられるものであり、ホームページの活用等による地域と学校との情報交流を促進してきました。引き続き、「地域とともに子どもを育てる」という視点から、地域住民や保護者等との交流を一層促進するために学校ホームページの活用を促進します。

また、近年、ツイッターやSNS等のインターネットを活用した情報交流を活性化する仕組みが注目され、利用者も増大しています。学校において、こうした仕組みを活用できるか否かを含め、調査・研究します。

#### ⑤ 災害に強い学校づくり

東日本大震災の発災時に、学校は児童・生徒の安全確保や保護者との連絡、さらに帰宅困難者への対応等、様々な業務に追われることとなりました。特に保護者との連絡手段の確保は、双方に課題となったことから、緊急連絡メールシステムの導入や学校ホームページの改善等により情報基盤の整備を行いました。

今後とも、これらのシステムについて、災害時を想定した安定運用を行っていきます。

#### ⑥ 運用管理体制の強化

校務用パソコンの教員1人1台化や授業用のICT機器等の整備により、学校におけるICT機器は飛躍的に増加しています。

また、平成29年10月には文部科学省から「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が示されたため、セキュリティポリシーの見直しを行いました。

今後とも、セキュリティの一層の強化を図ると共に、教育委員会事務局・学校内部におけるICTガバナンスの強化を進めます。

#### 4 実現の方策

6つの基本方針	実現の方策
(1) 児童・生徒の情報活用能力の育成	①情報教育計画等の推進 ②情報モラル教育の充実 ③学校図書館の安定運用
(2) 教科等指導における情報通信技術の活用	①教員のICT活用能力の育成 ②学校のICT教育環境の整備 ③ICTを活用した授業推進校と研究開発校での研究 ④デジタル教科書・教材の活用推進 ⑤特別支援教育の充実 ⑥教育総合センターのICT教育環境の整備
(3) 校務の情報化、校務の負担軽減	①学校における校務の情報化の推進 ②教育委員会事務局の事務改善の推進 ③安定した校務ネットワークシステム運営に向けた機器更新等
(4) 地域との連携・地域の拠点としての学校	①学校関係者評価等の推進
(5) 災害に強い学校づくり	①緊急連絡メールの安定運用 ②災害時における学校ICT環境の活用
(6) 運用管理体制の強化	①情報化推進リーダーの役割の検証 ②情報セキュリティの推進

## (1) 児童・生徒の情報活用能力の育成

### ① 情報教育計画等の推進

国の情報化ビジョンの中では、児童・生徒の情報活用能力の育成にあたり、文部科学省作成の「教育の情報化に関する手引き」に示された、各学校段階において期待される情報活用能力やこれを身に付けさせるための指導事例等について学校現場へ周知する重要性に触れています。

そこで、区独自の世田谷区教育要領の改訂に伴い、ICTの活用と情報活用能力を高める学習の例示を各教科等に記載し、実践を進めます。

また、各校が作成した情報教育に関する計画を基に、児童・生徒がICT技術を習得し活用する到達目標と取り組み手法などを明らかにしながら推進します。

### ② 情報モラル教育の充実

ICT技術の進歩と、児童・生徒のICT利用が拡大する中で、情報社会に参画する態度の育成は重要な課題です。

今後も、児童生徒及び保護者を対象としたネットリテラシー醸成講座の開催や指導啓発用のリーフレットの作成・活用などの情報モラル教育を継続します。

### ③ 学校図書館の安定運用

児童・生徒の情報活用能力を育成するには、調べ学習等を活用して、情報活用の実践力や情報の科学的な理解力を高める必要があります。その一つとして、学校図書館の蔵書管理を電算化することにより、学書名や著者名に限らず、教科書単元等のキーワードで検索できるシステムを導入とともに、貸出管理を開始し貸出状況の統計資料の作成等学校図書館運営について改善を行いました。

今後、学校図書館の蔵書管理システムと公共図書館の図書館情報システムとのインターフェースの検討や、学校図書館において公共図書館の蔵書を活用する等の連携強化を図ります。引き続き第2次世田谷区立図書館ビジョンと整合を図りながら進めていきます。

事業名	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)
学校図書館の安定運用	蔵書管理、調べ学習等授業での検索機能、貸出状況の統計資料の活用			
	区立図書館との連携強化			

## (2) 教科等指導における情報通信技術の活用

### ① 教員の ICT 活用能力の育成

教員が「誰でも、いつでも」ICTを活用できるよう、教員のICT活用能力の育成に向けて各学校でICTの活用をリードするICTマイスターを1校1名以上選出し、授業研究に取り組んできました。

教員のICT活用スキルが向上してきたことから、授業力の向上を進めるICTマイスターと学校内のセキュリティ推進を担う情報化推進リーダーのあり方について検討を行います。

また、学校毎にプログラミング教育を推進するプログラミング教育推進に係る人材の養成と実践及びプログラミング教育の導入に関する学校への支援を検討してSTEM教育を推進します。

さらに、タブレット型情報端末の小・中学校への導入に伴い、教育総合センターにデジタル教材の作成や研究授業、デジタル教科書・教材を活用した授業の改善検討や学校や子ども・保護者を支援するための仕組みづくりを行うことができるICT教育環境の検討・整備を行っていきます。

事業名	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)
教員の I C T 活用能力の育成	I C T マイスター及び情報化推進リーダーのあり方検討	I C T 活用に係る新たな仕組みによる実践		
	プログラミング教育に係る人材の養成と研修等の実施			
	先進的 I C T 活用事例の共有の実施			
	タブレット型情報端末研修の実施（全校）			
教育総合センターその他の I C T 教育環境の整備	I C T 教育環境の検討	I C T 教育環境の構築		I C T 教育環境の運用・管理

## ② 学校の I C T 教育環境の整備

これまで、「いつでも、どこでも」 I C T を活用した授業を行えるよう、普通教室及び特別支援学級にタブレット型情報端末、大型拡大提示機、実物投影機を導入し、 I C T 教育環境の整備を進めてきました。

今後は、児童生徒用タブレット型情報端末の増設を考慮し、より多くの端末が安定して様々な場所から利用できるように、校内無線ネットワーク環境の充実の検討を進めます。

また、 S T E M 教育の推進に伴い、理科室等の特別教室等へのタブレット型情報端末、大型拡大提示機、実物投影機を整備することにより、「いつでも、どこでも」 I C T を活用した授業を行える環境を整え、教員の授業準備等に係る負担の軽減を目標にさらに整備を進めていきます。

事業名	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)
I C T 教育環境の活用	タブレット型情報端末、大型拡大提示機、実物投影機を活用した授業の充実			
特別教室等 I C T 教育環境 (タブレット型情報端末、大型拡大提示機、実物投影機) の整備	I C T 機器の活用状況調査及び特別教室等への I C T 教育環境の検討・整備	特別教室等への I C T 教育環境の検討・整備	特別教室等への I C T 教育環境の検討・整備	大型拡大提示機、タブレット型情報端末、実物投影機を活用した授業の充実
大規模校の I C T 教育環境の整備	大規模小中学校の I C T 教育環境の検討	大規模小学校 I C T 教育環境の検討・整備	大規模中学校 I C T 教育環境の検討・整備	
校内無線ネットワーク環境の整備	校内無線ネットワーク環境の検討	小学校の校内無線ネットワーク環境の検討・整備	中学校の校内無線ネットワーク環境の検討・整備	
普通教室における I C T 教育環境の安定運用		小学校の児童生徒用タブレット型情報端末の入替検討	中学校の児童生徒用タブレット型情報端末の入替検討	
		小中学校の普通教室及び特別支援学級の授業用タブレット型情報端末の入替検討		

### ③ ICTを活用した授業推進校と研究開発校での研究

デジタル教科書・教材やICT機器を活用した授業の進め方について、今後とも、学び舎の学校間で情報交換を行い、より効果的な活用方法を研究していきます。

さらに、世田谷9年教育研究開発校において、プログラミング教育やICT活用等の研究も開始します。

事業名	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)
ICTを活用した授業推進校の指定	タブレット型情報端末を活用した 学校間の情報交流手法の研究・実施			
研究開発校の指定	世田谷9年教育研究開発校における研究と発表			

### ④ デジタル教科書・教材の活用推進

デジタル教科書・教材については、国の情報化ビジョンの中でも、その開発と普及を主要な課題と位置づけています。デジタルコンテンツは、編集が容易であり、かつ双方向性があり、一旦作成すると共有できる等の特色があります。また、こうした特色を上手く活用すると、教員が授業の準備等を一層効率的に行うことや児童・生徒の情報活用能力の育成にも資するものであるとしています。

今後、デジタル教科書及び教員自作の教材等について、その特性や開発動向等を踏まえながら、クラウドコンピューティングの形態で提供されるクラウドサービスの活用やコンピュータプログラム等の著作権への配慮も含め、その活用策等を研究・検討していきます。

また、これまで区が調査、研究、収集してきた文化財関連の情報を体系的に管理し、広くわかりやすい形でウェブサイトにより一元的に情報発信する「(仮称)世田谷デジタルミュージアム」を、学校教材としての活用も視野に一体的に構築・運用していきます。

さらに、小学校で使用する教科書の採択が平成31年度に、中学校については平成32年度に行われることから、デジタル教科書についても入替を行います。

また、子どもたち個々の学習状況に応じた学びを実現し、全体的な学力の向上や、

様々な状況にある子どもたちの学習機会の拡充を図るため、ICTを活用した自宅（家庭）学習（e-ラーニング）への支援等を試行・実施します。

事業名	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)
デジタル教科書・教材を活用した授業の改善	デジタル教科書の活用			
	デジタル教材の開発・活用の検証・検討及び活用の推進			
デジタルコンテンツ実践事例の共有化	実践事例の調査	実践事例の共有化に向けた検討	実践事例の共有化の試行	実践事例の共有化の試行・運用
(仮称)世田谷デジタルミュージアムによる郷土学習支援	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの運用		
自宅学習への支援等	中学生への学習ソフトウェアによる自宅学習（e-ラーニング）支援等の試行・実施			

#### ⑤ 特別支援教育の充実

特別支援教育では、ICTを効果的に活用することで、子どもたちの障害や特性に応じて各教科や自立活動等の指導の効果を高めることができます。

前計画により、特別支援学級の全学級へタブレット型情報端末及び大型提示装置、実物投影機の整備に取り組むとともに、研究校へは1人1台を整備しました。

今後とも、特別支援学級のICT化を推進するとともに、障害の種別に応じたICT機器の効果的活用についてさらに検討を進め、随時、導入に取り組みます。

事業名	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)
特別支援学級の教材・教具の充実	タブレット型情報端末を活用した指導のモデル事業の実施、効果検証、整備に向けた検討		検討を踏まえた取組み	指導の充実

## ⑥ 教育総合センターのICT教育環境の整備

平成33年度に開設を予定している教育総合センターでは、専門性の高い調査・研究やデジタル教材の教材開発などICT教育の推進のほか、教員研修や教育情報の収集・提供、学校や子ども・保護者を支援するための仕組みづくりなどができるICT教育環境の整備及びICT活用に向けた支援が望まれています。

デジタル教材の作成やAI機器の導入などによる研究授業、デジタル教科書・教材を活用した授業の改善検討や教員研修、教職員が必要とする教育に関する情報及びビッグデータ等の分析・共有・活用を行っていきます。また、子どもたちの一貫した支援のための情報共有や連携強化に向けたシステムづくりを検討するなど、世田谷の教育を推進する拠点として求められる先駆的なICT教育環境の整備を行います。

事業名	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)
研究・研修等 ICT教育環境の整備	研究・研修等ICT教育環境の検討	研究・研修等ICT教育環境の構築とデータ管理・活用視して無の検討・試行		研究・研修等ICT教育環境の運用・管理
情報共有・連携強化に向けたシステムの検討	情報共有・連携強化に向けたシステムの検討			検討を踏まえた取組み

## (3) 校務の情報化、校務の負担軽減

### ① 学校における校務の情報化の推進

区立小・中学校全校の校務専用ネットワークを活用し、教員が担っている財務会計・文書管理・人事庶務事務及び給食費の収納事務の軽減を図ってきました。

今後とも、校務支援システム、財務会計・文書管理・人事庶務事務及び給食費の公会計に係るシステムの安定運用を図るとともに、更なる情報化を検討し教員が子どもとかかわる時間を拡充させます。

### ② 教育委員会事務局の事務改善の推進

学校が校務ネットワークシステムで児童・生徒の名簿や成績処理等を行うことに

より、校務ネットワーク内に新たな情報が蓄積されます。この情報を教育委員会事務局各課で行っている学校対象事務の効率化のために活用の検討を行い事務改善を図ります。

③ 安定した校務ネットワークシステム運営に向けた機器更新等

校務ネットワークシステムを安定的に運用するためには、機器の定期的な更新を、動画の保存やデータバックアップ等に必要なデータ容量を算出し、十分なデータ容量を確保しながら実施していくことが不可欠です。そのため、計画的・効率的にシステム機器の更新及び充実を図ります。

事業名	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)
校務ネットワークシステムの安定運営に向けた機器更新等	校務用パソコン等の機器更新	校務用パソコン等の機器更新		校務ネットワークシステム・サーバ機器の更新検討・準備
	校務ネットワークシステムの運用			

(4) 地域との連携・地域の拠点としての学校

① 学校関係者評価等の推進

各学校の学校関係者評価の公表を、学校ホームページを活用し一層の迅速化を図ります。

事業名	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)
学校関係者評価の推進	学校ホームページでの学校関係者評価の公表			

(5) 災害に強い学校づくり

① 緊急連絡メールの安定運用

区立小・中学校、区立幼稚園では緊急時の情報連絡手段として緊急連絡メールシステムを運用しています。しかし、東日本大震災をはじめとした災害時には、携帯通信回線が長時間に渡って混雑状態になり、通信の遅延が発生しました。その一

方で、インターネットの利用は可能であったことから、緊急連絡メールで発信した情報をインターネット上でいつでも見られる仕組みを導入し、緊急時の連絡手段を多様化し、情報発信体制を強化しました。

今後とも、災害時を想定した安定運用を行っていきます。

事業名	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)
緊急連絡メールの安定運用	緊急連絡メールと連動したWebページの運用			

## ② 災害時における学校ICT環境の活用

学校は地域の中核的な施設であり、災害発生時には教室や体育館等を避難所として利用することが想定され、災害時に、安否確認をはじめとする情報受発信の手段として機能することが期待されています。

また、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を活用した学校ホームページは、震災時においても重要な情報提供手段となるため、今後とも、緊急事態を想定した安定運用を図ります。

## （6）運用管理体制の強化

### ① 情報化推進リーダーの役割の検証

情報化推進リーダーを全校に各1名選任し、その役割を「学校における情報化の企画立案」、「情報資産等のセキュリティ管理」として、研修等を実施しノウハウの普及を図り、学校のICTガバナンスを向上させます。

また、ICTマイスターとの役割分担のあり方を検討していきます。

### ② 情報セキュリティの推進

文部科学省では、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を公表し、教育情報セキュリティポリシーの策定及び定期的な評価・見直しを行い、情報セキュリティ対策の実効性を確保し、その対策レベルの向上を求めています。

そのため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」をもとに、学校のセキュリティ対策基準を見直すとともに必要に応じてセキュリティ対策を

実施します。

また、情報セキュリティ・セルフチェックシート等による自己点検を定期に実施し、自己の権限の範囲内で改善を図ります。

事業名	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)
情報セキュリティの推進	セキュリティ対策基準の見直し	セキュリティ監査の実施	セキュリティ監査の実施と対策基準の評価・検証	セキュリティ監査の実施と対策基準の見直し
	情報セキュリティ・セルフチェックシート等による自己点検の実施			
	技術的対策の継続的な見直し・強化			

## 5 推進体制

本計画は、情報化の基盤となる I C T 機器やネットワークの整備を推進してきたことを受け、その活用を促進することを主要な課題としています。そのためには、教育委員会事務局での企画・立案体制とともに、学校における各種施策の推進体制を整備していく必要があります。

### (1) 学校における推進体制

学校における情報化の役割は、「情報化の企画立案と情報資産の管理等の役割（情報化推進リーダー）」と「授業等で積極的に I C T を活用し、校内での推進役となる役割（I C T マイスター）」がありますが、I C T の活用とともにセキュリティの推進も重要となることから、情報化推進リーダーと I C T マイスターの役割のあり方を検討し、学校における I C T ガバナンスの向上を目指します。

### (2) 教育委員会事務局における企画・調整機能の拡充

教育委員会事務局においては、「情報システムの利用」、「I C T 活用の企画」、「情報システムの整備・運用」というように、役割を明確にします。

特に新たにシステム利用を拡大する事業については、情報システムの利用所管課が学校のニーズの集約と情報システム運用所管との調整を行う等の役割を果たします。

### (3) アウトソーシングの活用

学校において I C T 機器を有効に活用していくためには、使用方法や障害対応等に関してリアルタイムでのサポートが重要になってくるため、ヘルプデスクを設立し教員の支援に取り組んできたところです。今後の機器の増加や活用方法の多様化に伴い、民間の専門家の活用やサポート体制の強化を検討し確立します。

世田谷区教育の情報化推進計画

第2期行動計画

〔平成30年度～平成33年度〕  
(2018) (2021)

編集・発行 世田谷区教育委員会事務局教育総務課

発行日 平成30年1月